

自治会・町内会と区のつながりについて

1 自治会・町内会現況届の提出について

自治会・町内会の現況を把握し、町内会相互間、地域と市とで連携するため、自治会・町内会長の現況、加入世帯数・班数等について、「自治会・町内会現況届」の提出をお願いします（毎年）。

依頼時期	3月下旬
提出時期	4月中旬

※ 年度途中で変更があった場合は、「異動届」を提出してください。

※ 現況届記載の情報提供について

下記の事例のような照会があった場合、現況届に記載された情報を提供する場合があります。あらかじめご了承ください。

- ①自治会・町内会への加入や会館利用、地域のイベント等に関する問合せがあった場合。
- ②市や県、東京電力、東京ガス等が公益的な業務を遂行するうえで、必要と認められる場合。
- ③開発事業等で、事業者が周辺住民を対象に説明会を実施するなど、自治会・町内会にとって必要と認められる場合。
- ④国・県・市会議員が議員活動を行う上で、必要と認められる場合。

●担当 地域振興課地域活動係 TEL978-2291・2

2 口座振替依頼書の提出について

地域活動推進費補助金や広報配布謝金等について、市から振込手続きを行うため必要な書類です。「口座振替依頼書」の提出をお願いします（毎年）。

なお、口座を変更する場合、口座名義に必ず団体名（自治会・町内会名）を入れてください。

依頼時期	3月下旬
提出時期	4月中旬

※ 年度途中で口座の異動があった場合は、改めて提出してください。

●担当 地域振興課地域活動係 TEL978-2291・2

3 自治会・町内会の掲示板等を道路・公園に設置する場合について

公道（市道・県道）または公園の一部を利用して自治会・町内会の掲示板等を設置しようとする場合は、土木事務所に設置したい物や場所などを事前に相談してください。申請方法をご案内します。（申請先は土木事務所以外となる場合もあります。）

なお、公園・水辺愛護会倉庫、自治会・町内会の防災備蓄庫について、一定以上の大きさの場合は、申請の前に建築確認が必要です。ご注意ください。

●担当 青葉土木事務所管理係 Tel971-2300

4 広報紙の配布依頼について

「広報よこはま青葉区版・全市版」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」については、自治会・町内会に加入しているすべての世帯に配布していただくとともに、未加入世帯にもお配りいただくようお願いしています。

なお「広報よこはま青葉区版・全市版」は、毎月11日以降のお知らせを掲載していますので、10日までに配布して下さるようお願いいたします。

	広報よこはま 青葉区版・全市版	県のたより	ヨコハマ議会 だより
発行	毎月1日	毎月1日	5・8・11・2月
謝金	1部9円	1部8円	1部4円
謝金の 支払時期	上半期分（4～9月号） 下半期分（10～3月号）	10月末 3月末	

※ 広報配布担当者・部数の変更について

あらかじめ自治会・町内会からお届けいただいた担当者に、指定された部数を月末までにお届けします。部数と配布担当者の変更については、毎月10日までにご連絡いただければ、翌月からの変更が可能です。

●担当 区政推進課広報相談係 Tel978-2221・2

FAX978-2411